

仕様書(案)

令和元年7月 日

1. 件名

令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業

2. 背景・目的

復興・創生期間に入り、復興の新たなステージを迎えつつある東北では、インフラや住宅等の復旧は一定程度進みつつあり、今後は産業・生業の再生を重点的に進めていくことが必要である。特に観光は地域産業全体に影響を与える裾野の広い産業であり、観光復興は東北の産業・生業再生の柱となる。しかしながら、東北の観光産業は全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れるなど復興は道半ばとなっている。早期復興のためには、正確な情報発信だけでなく、個々の外国人が東北での体験を通じて、東北の情報を拡散させ、東北6県への外国人(国内在住者を含む)の交流人口を拡大させる必要がある。

本事業は、「新しい東北」交流拡大モデル事業によって選定した過年度事業の成果や今年度の「新しい東北」交流拡大モデル事業の取組みを効率的、効果的に発信を行うため、情報の集約・整理、効果的・効率的なプロモーションの実施、適切な発信を行うためのツールの制作等を実施するもので、今年度中の東北への誘客のみならず、令和2年度の「復興五輪」とも位置付けられる「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」等の機会を捉え、国内外に対して東北の魅力を発信し、東北への誘客を目指すものである。

3. 業務内容

(1) 効率的・効果的な発信を行うための具体的商品情報の集約・整理

ア 平成30年度に実施した、「『新しい東北』交流拡大モデル事業普及・展開事業」において、昨年度平成28・29年度を対象に「『新しい東北』交流拡大モデル事業」の成果の網羅的な情報集約及び専門的見地にに基づき評価を行うとともに、その結果を東北等の様々な関係者に活用しやすいよう整理し、普及、展開が図れるようにしたところであるが、同様の整理、普及、展開が図れるような取組を、平成30年度「『新しい東北』交流拡大モデル事業」についても同様の取組を実施する。なお、上記取組は同名モデル事業の「広域型」及び「地域型」を対象とする。また、上記取組と合わせて平成28・29年度の過年度モデル事業においては事業終了後のフォローアップのため、各モデル事業1年間の成果の整理も追加すること。

- イ 整理、普及、展開が図れるようにした、平成 28・29・30 年度の「『新しい東北』交流拡大モデル事業」の成果を、今年度や令和 2 年度（2020 年度）以降の東北の観光振興に活用できるよう、具体の商品の集大成として整理・統合し、訪日外国人旅行者向けに販売ができるよう、情報発信を行う。
- ウ 情報発信に当たっては、具体の商品の特性を勘案し、B to B での販売をするもの、B to C の販売をするものを整理し、それぞれ効果的な販売が可能な方策を提案し、実施すること。

（2）令和元年度「『新しい東北』交流拡大モデル事業（普及・展開）」、「『新しい東北』交流拡大モデル事業（地域型）」の各モデル事業における海外プロモーションへの支援業務

- ア 令和元年度に採択された「『新しい東北』交流拡大モデル事業（普及・展開）」及び「『新しい東北』交流拡大モデル事業（地域型）」の各モデル事業担当者から積極的に情報収集し、各プロジェクトの進捗状況を把握すること。
- イ 特に、海外でのプロモーションを効率的、効果的に行うため、各事業の海外でのプロモーションの実施内容を把握し、複数の事業の成果を重層的に発信することで、より魅力的、効果的な情報発信を実施すること。
- ウ 海外でのプロモーションを複数回提案、実施すること。
- エ 海外でのプロモーションに加えて、現地旅行会社等へのセールスコールも連携して実施すること。
- オ 上記のほか、プロモーションに付随して発生する事務を処理すること。

（3）東北の魅力発信、誘客のための情報発信ツールの制作

- ア （1）の業務を踏まえた上で、東北の魅力発信、誘客のための情報発信ツールを制作すること。
- イ 制作に当たっては、より効果的な情報発信ができるような媒体等を提案すること。
- ウ 令和 2 年の「2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会」開催時にも活用できるものとする。
- エ 制作部数等については、全体の事業費を勘案し、制作可能な部数を提案すること。

（4）事業報告書の作成

- 3. （1）から（3）までの取組について、事業報告書を作成する。

4. 履行期限

令和2年3月27日(金)を履行期限とする。

5. 成果物

(1) 事業報告書 5部(製本)

(2) 事業報告書を収めたCD-R(又はDVD-R) 2枚

※ 当庁は、事業報告書の一部又は全部を当庁ホームページに掲載することができるものとし、請負者は、この点を念頭において事業報告書を作成するとともに、事業報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得るなどの手続を行うものとする。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。

6. 業務体制・進行方法

(1) 全体スケジュール

ア 請負者は、事業開始後一定期間が経過した時点で進捗状況を報告すること(報告の日時及び様式は別途指示)。

イ 請負者は、令和2年3月27日までに、本仕様書に示す業務をすべて完了し、検査を受けて合格すること。

ウ 上記イを実現するためのスケジュールについて、当庁と協議の上で策定すること。

エ 作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに当庁に報告するとともに、対応策を提示すること。

(2) 業務の実施体制

ア 実施体制図(主な実施主体、担当責任者等)を提出すること。

イ 担当者の異動や病気等により実施体制図の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する者には業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。

ウ 当庁が、担当者に十分なコミュニケーション能力がないと判断した場合は、早急に担当者を変更すること。

エ 本業務の円滑な運営を図るため、請負者は当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。

(3) 業務の再委託

ア 請負者は、本契約を履行するにあたり、本契約の全部を一括して再委託

してはならない。

イ 請負者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならない。

ウ 当庁が、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、請負者に対し、さらに本契約の履行体制等について書面による報告を求めることができる。

エ 請負者は、前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならない。

7. その他特記事項

(1) 全般

ア 本仕様書は、業務履行上求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記述していない事項であっても、業務を履行するために必要な作業を請負者は実施すること。また、仕様書に記載なき事項(契約目的を達成するために契約履行過程において新たに必要となる情報収集等)及び本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。

イ 請負者は、本契約に関して必要に応じて助言等を行い、また、助言を求められた場合には、速やかに対応し、当庁が必要とする内容を充足させること。

ウ 請負者が行う提案、報告及び相談等は基本的に書面をもって実施すること。なお、実施に際しては、当庁の承認を得て実施すること。

(2) 瑕疵担保責任

ア 請負者は、本業務に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供したときから1年間、担保の責めを負わなければならない。

イ 請負者は、本納品物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責めを負わなければならない。

ウ 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は修補とともに損害賠償の請求をすることができる。

エ 当庁は、請負者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、本契約の目的を達することができないときは、本契約を解除することができる。

(3) 著作権等の取り扱い

ア 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物の著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。

ただし、次の（ア）、（イ）について、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。

（ア） 請負者は、当庁が本業務に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。

（イ） 請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。

イ 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物に含まれる請負者又は第三者が本業務以前に権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

ウ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(4) 機密保持等

ア 本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。このことは契約期間終了後においても同様とする。

イ 請負者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて請負が行うこと。